

基本動作特化型 リハビリデイサービス Action+東船橋店

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 この規定 株式会社 Sky Connect（以下「事業者」という。）が開設する基本動作特化型 リハビリデイサービス Action+東船橋店（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態〔介護予防にあたっては要支援状態〕にある高齢者等（以下「要介護者〔要支援者〕」という。）に対し、適正な指定通所介護〔指定介護予防通所介護〕を提供することを目的とする。

（事業の運営の方針）

- 第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。
- 2 指定通所介護事業所の従業者は、要介護者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
 - 3 指定介護予防通所介護事業所の従業者は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、その他の居宅サービス事業者並びにその他の保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者と住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行うものと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 基本動作特化型 リハビリデイサービス Action+東船橋店
- (2) 所 在 地 千葉県船橋市東船橋 2-10-20 メゾンダジュール 15 番館 1 F

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

1 単位目

管理者 1 人

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

従業者

- 生活相談員 3名 時間帯を通して2名

生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、職員に対する技術指導、事業計画の作成、関係機関との連絡調整等を行う。

- 機能訓練指導員 3名 時間帯を通して1名、他1名

機能訓練指導員は、機能の減衰を防止するための訓練を行う。

- 介護職員
ご利用者 15名以下は1名必要、ご利用者 16～20名は2名必要、
ご利用者 21～25名は3名必要、ご利用者 26～30名は4名必要
ご利用者 31～34名は5名必要

介護職員は、利用者の介助及び支援を行う。

- 看護師 3名

看護師は、利用者の健康管理、服薬指導を行う。

(営業日及び営業時間、利用定員)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。(祝日も営業)

ただし、12月29日から1月4日まで冬季休暇(5日程度)を除く。

*12月1日から12月14日までに利用者へ告知する。

- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供時間 午前9時00分から午後4時15分

- (4) 利用定員 33名/日

(事業の内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割から3割の額とする。詳細は、別紙料金表のとおりとする。

- (1) 送迎

- (2) 健康状態チェック

- (3) 日常生活の世話および支援

- (4) 日常生活動作の機能訓練

日常生活動作訓練およびトレッドミル、バイク等のマシンを用いた機能訓練

- (5) アクティビティ [予防介護]

タブレット端末等を用いたアクティビティ

- (6) 生活相談

- (7) その他費用として、飲み物代(コーヒー)希望者のみ徴収する。料金は150円とする。

お食事の提供。料金は750円とする。

パッド代の料金は1枚100円とする。リハビリパンツ代の料金は1枚150円とする。

- (8) キャンセル料について

お迎え1時間前までのご連絡の場合…キャンセル料は不要とする。

お迎え1時間前までにキャンセルのご連絡がなく正当な理由がない場合、またはご連絡がつかない場合、お迎え時に不在の場合…キャンセル料は1,000円とする。

(緊急時等における対応方法)

- 第7条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の措置を講じるものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者〔介護予防にあっては地域包括支援センター〕等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

- 第8条 事業の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 通常の事業の実施地域は、以下のとおりとする。
- 船橋市金杉、金杉台、金杉町、高根町、緑台、新高根、芝山、高根台、前原東・西、滝台、滝台町、飯山満町、薬円台、薬園台町、習志野台、北習志野、田喜野井、三山

(非常災害対策)

- 第10条 事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、避難、救出その他必要な訓練を年に2回以上行う。他、計画内容を従業員及び利用者及び、家族まで周知。

(個人情報の保護)

- 第11条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

- 第12条 従業員は利用者に対して従業員の指示に従ってサービス提供を受けてもらうよう指示を行う。
- 2 従業者は、事前に利用者に対して次の点に留意するよう指示を行う。
- (1) 主治の医師から指示事項等がある場合には申し出る。
- (2) 気分が悪くなったときは速やかに申し出る。
- (3) 体調不良等によって通所介護に適さないと判断される場合には、サービスの提供をする

ことがある。

(サービスの提供記録の記載)

第13条 通所介護従事者は、指定通所介護を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護について、介護保険法第42条の2第6項規定により、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録を利用者が所持するサービス提供記録書に記載する。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第14条 通所介護に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2 通所介護従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

3 必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。

4 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

(虐待の防止)

第15条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

(1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

(2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(身体的拘束等の禁止に関する事項)

第16条 事業所は、サービス提供にあたり身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。但し利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合はこの限りではない。

2 前項但し書きの規定に基づき身体的拘束等の行為を行った場合には、事業者は、直ちに、その日時、態様、利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由、当該行為が必要と判断した職員等及び当該行為を行った職員等の氏名その他必要な事項について、サービス提供記録等に記録するものとする。

(業務継続計画の策定等について)

第 17 条 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

- 2 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。
- 3 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(事故処理)

第 18 条 当事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
- 3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(ハラスメント防止対策について)

第 19 条 事業者は、介護の現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組む。事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超えるような下記の行為は組織として許容しない。

- (1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為〈身体的暴力〉
- (2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為〈精神的暴力〉
- (3) 意に沿わない性的な言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為〈セクシュアルハラスメント〉

上記は当該法人職員、取引先事業所の方、ご利用者及びその家族等を対象とする。

- 2 ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議などにより、同事案が発生しないための再発防止策を検討する。
- 3 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努める。
- 4 ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡・相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じる。

(暴力団排除に関する事項)

第 20 条 事業を運営する事業者の役員及び指定通所介護事業所の管理者その他の従業者は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 項に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）であってはならない。

- 2 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けてはならない。

(その他運営についての留意事項)

第 21 条 事業者は、従業員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修（外部における研修を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

1 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内

2 継続研修 年 2 回

(2) 従業員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

(3) 従業員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を従業員との就業規則の内容とする。

(4) この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社 Sky Connect と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する

この規定は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 11 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

	利用者負担額（1割）
要支援 1	1672 単位（1月当たり）
要支援 2	3428 単位（1月当たり）

要介護 1	368 単位（1日当たり）
要介護 2	421 単位（1日当たり）
要介護 3	477 単位（1日当たり）
要介護 4	530 単位（1日当たり）
要介護 5	585 単位（1日当たり）

個別機能訓練加算Ⅰロ	85 単位（1日当たり）
個別機能訓練加算Ⅱ	20 単位（1月当たり）
ADL 維持等加算Ⅱ	60 単位（1月当たり）
運動機能向上加算	225 単位（1月当たり）
要介護・要支援共通・科学的介護推進体制加算	40 単位（1月当たり）
介護職員処遇改善加算Ⅰ	所定単位数の 9.0%を加算

※別途 飲料代（コーヒー）を希望者のみ 150 円（1日当たり）

お食事の提供料金は 750 円（1日当たり）

パッド代の料金は 1 枚 100 円、リハビリパンツ代の料金は 1 枚 150 円